

## 令和 8 年度酒田市行政組織機構の見直しについて

### 総務部の市長公室と総務課を統合し、総務課を設置

- デジタル戦略課と地域みらい創生課の新設に合わせ、総務部を効率的、効果的な行政組織体制とするため、市長公室と総務課を統合し、総務課とする。
  - ・統合後の総務課に総務係、秘書係、広報広聴係を設置する。
  - ・市長公室行政経営係の官民連携、業務改革の業務をデジタル戦略課へ移管し、行政経営係は廃止する。
  - ・市長公室の広報広聴係のシティプロモーション業務、移住定住・関係人口係の業務を地域みらい創生課へ移管する。
  - ・総務課管財係の公有財産の総括、普通財産の管理及び処分など財産管理部門を財政課アセットマネジメント係へ、庁舎施設、公用車の管理等に関する業務を総務係へ移管することとし、管財係は廃止する。
  - ・情報システム係をデジタル戦略課（新設）へ移管する。

### 企画部にデジタル戦略課を新たに設置

- デジタル変革の取組み、庁内業務の効率化の更なる推進を図るため、総務部総務課情報システム係と企画部企画調整課デジタル変革戦略室を統合し、企画部にデジタル戦略課を新設し、業務改革・デジタル変革係、情報システム係を設置する。
  - ・業務改革・デジタル変革係に、市長公室から官民連携、業務改革の業務を移管する。

### 地域創生部に地域みらい創生課を新たに設置

- 関係人口の創出、移住・定住施策の促進、若者の活躍を一体的に推進し効果を拡大するため、地域創生部に地域みらい創生課を新設し、移住定住ふるさと係、関係人口創出係を設置する。
  - ・地域みらい創生課に、市長公室から移住定住・関係人口、シティプロモーションの業務、企画調整課から市内高等学校との連携業務、商工港湾課（サンロク）からアントレプレナーシップ育成の業務、交流観光課から国内交流業務を移管する。

### 地域創生部の商工港湾課の係を再編し、及び交流観光課を観光物産課に名称変更し、合わせて係名称を変更

- 企業立地と産業振興の推進について効率的、効果的な業務体制とするため、商工港湾課の企業立地・産業振興係を、企業立地係と産業振興係に分割する。
  - ・商工港湾課（サンロク）のアントレプレナーシップ育成の業務を地域みらい創生課へ移管する。
- 観光施策の推進体制の強化を図るため、所管業務を再編するとともに、交流観光課を観光物産課に名称変更し、観光戦略推進係、にぎわい創出事業係、ふるさと納税係とする。



- ・観光戦略推進係では、観光戦略の進捗管理、物産振興、DMOとの連携、各種観光関係団体との連携などの業務を担う。
- ・にぎわい創出事業係では、酒田まつり、クルーズ船の受け入れ、観光施設や温浴施設の管理運営などの業務を担う。

#### 健康福祉部健康課に地域医療連携推進室を新たに設置し、保健予防係を母子保健・予防接種係に名称変更

- 地域医療体制の充実、医療広域連携の推進を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、健康課内に地域医療連携推進室を設置する。
- こども未来課こども家庭センターと連携していることなど業務内容をより分かりやすい係名にするため、保健予防係を母子保健・予防接種係に名称変更する。

#### 建設部に下水道課を新たに設置し、及び土木課の雨水対策室を廃止し、管理係を道路管理係に名称変更

- 庄内圏域における水道事業の統合に伴い、建設部に下水道課を新設し、経営係、事業係、施設管理係を設置する。なお、上下水道部は廃止する。
  - ・機動的・能率的経営を図るため、引き続き、下水道事業を地方公営企業法の全部適用事業とし、下水道課は一般行政組織から独立した組織となる。
- 土木課の雨水対策室の業務を下水道課へ移管するため、雨水対策室を廃止し、管理係を道路管理係に名称変更する。

#### 総合支所の係を再編

- 各総合支所を効率的、効果的な行政組織体制とするため、健康福祉係と市民係を市民福祉係に、建設係と産業係を建設産業係に統合し、管理防災係、地域振興係と4係体制とする。

#### 教育委員会の企画管理課を教育総務課に、企画管理係を教育総務係に名称変更

- 市長部局にある課名と類似しており、市民等からの問い合わせ先が混同しているため、企画管理課を教育総務課に、企画管理係を教育総務係に名称変更する。

